

# 菊池女子高等学校

## いじめ防止のための基本方針

### 1. いじめ防止等に対する基本方針

#### (1) 基本理念

いじめは、すべての生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。その為に

- ① すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないような啓発、体制づくりをする。
- ② いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを生徒が十分に理解できるように全ての教育活動の場面で取り組むことを旨としなければならない。
- ③ いじめ防止等の対策は、学校・家庭(保護者)・地域等と連携し、信頼関係を築きあげながら協力して行われなければならない。

#### (2) いじめの定義

「いじめ」とは、本校生徒に対して、本校に在籍している当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であり、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号 第2条を本校に読み替えたもの)

#### (3) 学校及び教職員の責務

いじめに対する、「基本理念」「定義」を踏まえて、在籍するすべての生徒に対して学校教育・行事活動・学習を保障し、学校全体でいじめの防止、早期発見に取り組まなければならない。また、生徒がいじめを受けていると思われる場合は、保護者・関係者と連携を図り適切かつ迅速に対処する。いじめの防止・いじめを絶対に見逃さない・許さないという責務を有する。

### 2. いじめ防止の取り組み

#### (1) 基本的な考え

いじめは、どの生徒にもどの学校でも起こりうることを意識し、いじめの問題解決のために生徒一人ひとりを対象とした未然防止の取り組みが重要で

ある。生徒をいじめに向かわせないためにも、対人関係に対しての社会性の育みも大事である。また、教職員が生徒一人ひとりと向き合い、安心、安全な学校で生活を送ることができ、心の通い合う人間関係を構築し、「いじめを見逃さない。いじめを許さない」という認識を持ち、関係者と一体となった取り組みを行う。

## (2) 共通理解

いじめに対しての原因・背景・具体的な内容等について把握し、校内研修・職員会議・学年会等で周知を図り、普段の生活において生徒一人ひとりに向き合い、教職員全員の共通理解を図っていくことが必要である。

# 3. 早期発見・早期解決の取り組み

## (1) 早期発見

いじめへの迅速な対応が絶対であり、生徒の些細な変化や行動に気付く力を養う必要がある。教職員が気付かない場所や時間、インターネット上で起きたりする場合があります。遊びや悪ふざけなどの場合も気づきにくいこともあるが、すべてを「いじめではないか」と捉え、教職員一人ひとりが関りを持つことで、軽視することなく、迅速な対応を行う。

- ・生徒からの情報、報告、相談
- ・スクールカウンセラーとの連携
- ・担任の個別面談、雑談
- ・アンケート調査の実施（定期的）
- ・保護者からの情報、報告、相談
- ・教職員の発見 / 校内巡回
- ・気になる生徒の家庭訪問
- ・生徒と教師の相談がしやすい信頼関係をつくる
- ・欠席・早退等の理由の把握

等の学校教育活動全般にわたって取り組む。

## (2) 早期解決

いじめの情報、報告、相談、発見等があった場合は、教職員一人に対応するのではなく、学校全体(組織全体)で速やかに対応する。

※発見、報告があった場合。

- ・いじめに対しての正確な情報を収集し、情報確認を行う。該当生徒(被害生徒・加害生徒)に対して真摯に傾聴し、いじめの有無を確認する。
- ・学校長に報告し、「いじめ防止対策委員会」において情報を共有するとともに、保護者に連絡する。

- ・いじめられた生徒、報告してきた生徒に対しては、秘密を守り不安を取り除き、安全を確保する。
- ・いじめられている生徒に対しては、担任、養護教諭、スクールカウンセラー等を通して聞き取りを行い、安心して学校教育活動が行えるように対応する。
- ・解決したと思われる場合でも、継続して支援を行うことが必要である。

#### ※いじめた生徒への対応

- ・事実関係を確認し、いじめが確認された場合は関係教職員で連携し対応する。必要に応じて、養護教諭、スクールカウンセラーなどの協力を仰ぐ。
- ・事実関係がはっきりした場合は、迅速に保護者に連絡を取り説明を行い、理解や納得を得た上で学校と親密に連絡を図り、適切な対応に対する協力をお願いする。
- ・いじめは、「絶対に許されないこと」ということを理解させ、人格を傷つけ、精神的、肉体的にも脅かす行為であることを自覚させる。
- ・いじめた生徒の普段の生活、抱える問題、友人関係、いじめた背景等も考え、学校教育現場における配慮も必要である。

### (3) 学校内で解決ができない場合

関係機関(警察、いじめ相談の窓口、必要があれば医療機関等)に連絡し、適切な助言を求める。

### (4) いじめ防止の取り組み

- ・外部より講演、セミナー
- ・人権ロングホームルーム
- ・クラス、授業、部活等での仲間づくり
- ・生徒会によるいじめ防止に対しての呼びかけ

## 4. いじめ問題に取り組む組織

### (1) 組織

「いじめ防止対策委員会」を置く。必要に応じて開催する。

[構成員]

|      |        |      |      |        |
|------|--------|------|------|--------|
| 校長   | 教頭     | 事務長  | 主担者  | 生活指導部長 |
| 総務部長 | 教育指導部長 | 学年代表 | 養護教諭 |        |

### (2) 啓発活動

- ・いじめに関する心のアンケート実施

- ・保護者総会での啓発と協力
- ・いじめ防止に対する講演会の実施
- ・生徒会によるいじめ防止に対しての呼びかけ
- ・学期毎の人権 LHR の実施
- ・研修会への教職員の参加

## 5. インターネット上でのいじめ対策

インターネット上の不適切な書き込みや写真の投稿等について、直ちに削除の措置をとる。これらの書き込みや投稿が、いじめにつながる恐れがあることを自覚させる。また、保護者に対しても SNS や携帯電話の使用、フィルタリングについても、啓発を促し理解と協力を求める。但し、著しい人権侵害等があった場合には、専門機関(警察等)と連携する。

## 6. 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味(概要)

学校の設置者又は学校は、重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事態関係を明確にするための調査を行う。

- ・いじめにより児童等(生徒)の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより児童等(生徒)が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(いじめ防止対策推進法 平成 25 年法律第 71 号 第 28 条)

### (2) 学校の処置

重大事態が発生した場合は、生徒や保護者に対して、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援とともに、当該生徒に対してのプライバシー保護を考慮し、事実関係、または正確な情報を適切に提供する。

### (3) 報告

重大事態が発生した場合は、私学振興課へ直ちに報告し、同時に県知事へも報告する。